

会長 開会挨拶

会長 ただいまから、第九回福生市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の日程は、農地転用届出の確認について、農地法第五条を二件お願いいたします。

それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。

福生市農業委員会総会規則第十三条の規定により、6番小山委員、7番笹本委員をお願いいたします。

これより日程第一、報告第二十九号から報告第三十号を上程したいと思いますが、上程することに御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

会長 御異議なしとの事で日程第一、報告第二十九号から報告第三十号を上程いたします。

事務局より別紙について説明願います。

事務局 別紙について説明

会長 事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります、何か御質問はございませんか。

委員一同 質問なし

会長 それでは、日程第一、報告第二十九号から報告第三十号を確認いたしました。

会長 次に、農地利用、農業経営につきましては、特に議題がございませんので、その他に移ります。本日はその他の案件が、引き続き農業経営を営んでいる旨の証明願についてが二件と農地法第三条の三第一項の規定による届出書についてが三件ございます。

まず、事務局より引き続き農業経営を営んでいる旨の証明願について、別紙について説明願います。

事務局 別紙について説明

合わせて、会長、会長職務代理、担当地区委員及び事務局で現地を確認済みであることを報告します。

会長 事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります、何か御質問はございませんか。

委員一同 質問、異議なし

会長 それでは、農業委員会として証明書を発行いたします。事務局は速やかに手続きください。

会長 次に、事務局より引き続き農業経営を営んでいる旨の証明願について、別紙について説明願います。

事務局 別紙について説明

合わせて、会長、会長職務代理、担当地区委員及び事務局で現地を確認済みであることを報告します。

会長 事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります、何か御質問はございませんか。

委員一同 質問、異議なし

会長 それでは、農業委員会として証明書を発行いたします。事務局は速やかに手続きください。

会長 次に、事務局より農地法第三条の三第一項の規定による届出書について、別紙について説明願います。

事務局 別紙について説明

会長 事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります、何か御質問はございませんか。

委員一同 質問、異議なし

会長 それでは、農業委員会として受理通知書を発行いたします。事務局は速やかに手続きください。

会長 それでは、次回農業委員会日程について議題といたします。

日程協議 平成二十七年四月二十七日（月）午後三時から開催予定。

場所は市役所第一棟四階庁議室です。  
以上で第九回福生市農業委員会定例総会を閉会いたします。